

# 十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(三)

—Isabella de Fortibus の Holderness 領—

鷓 川 馨

一 概 観

二 史 料 (以上第十七卷第一号)

三 Holderness の自然的諸条件と初期の定住

四 十三世紀における Holderness と Aumale 伯領

五 領主直営地経営

A 穀物生産

一 領主直営耕地の存在形態と耕地制度 (以上第十七卷第三号)

二 穀物生産と商品化

三 領主直営地における労働力の存在形態 (以上本号)

B 牧 羊

## 二 穀物生産と商品化

前節において、領主直営耕地の存在形態と耕地制度を検討した結果、Keyingham, Little Humber, Easington の三村が、それぞれ対照的な類型の耕地制度をとることが明らかになった。即ち、Keyingham は混在耕地制の下に三

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(三)

第23表 収量・播種面積

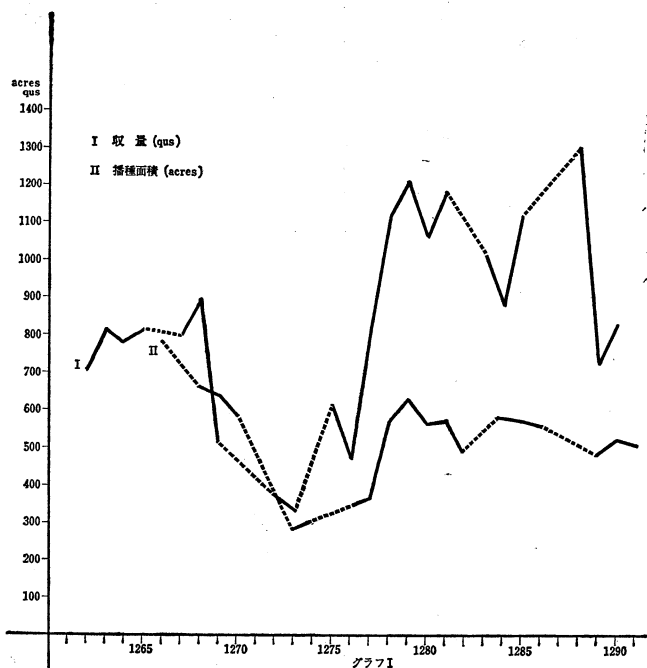
	収 量					播 種 面 積
	小 麦	燕 麦	大 麦	豆 *	合 計	
	qus. bus.	qus. bus.	qus. bus.	qus. bus.	qus. bus.	a.
1262-63	296 0	410 0	7 4	6 0	719 4	—
1263-64	408 1	388 0	10 4	10 2	816 7	—
1264-65	194 2	599 6	0 0	0 0	794 0	—
1265-66	227 6	555 0	15 0½	22 0	819 6½	—
1266-67	—	—	—	—	—	787
1267-68	369 6	387 2	19 1	24 6	800 7	—
1268-69	416 5½	446 4	25 4	11 7½	900 5	663 ½
1269-70	243 5½	249 4½	15 0	12 1	520 3	647 ¼
1270-71	—	—	—	—	—	584 ½
1272-73	181 1	183 2	14 2	2 7	381 4	—
1273-74	137 5	174 4	7 2	14 0	333 3	287
1274-75	—	—	—	—	—	304 ¾
1275-76	278 0	285 1½	13 2	40 1	616 4½	—
1276-77	217 5½	228 0½	13 4	10 5½	469 7½	344 ½
1277-78	213 5	395 3	21 4	94 0	824 4	363 ¾
1278-79	353 0	445 4	187 3½	134 2½	1120 2	576
1279-80	519 7	480 6	259 3	51 0½	1311 0½	642 ¾
1280-81	301 0½	532 6	184 3	49 1½	1067 3	569 ¼
1281-82	449 3½	451 0	163 2	213 2	1276 7½	571 ¼
1282-83	—	—	—	—	—	498 ¾
1283-84	397 4½	414 1½	125 0½	84 5	1021 3½	—
1284-85	287 7	299 4	154 0½	140 4½	882 0	581 ½
1285-86	542 4½	280 0	95 6½	209 7	1128 2	580 ½
1286-87	—	—	—	—	—	569 ¼
1288-89	557 5½	604 1	10 3½	130 4	1302 6	—
1289-90	316 4	343 5½	33 4	34 7½	728 5	489 ½
1290-91	391 6½	332 3½	41 7½	66 7½	833 1	523
1291-92	—	—	—	—	—	513 ¾
平 均	336 3½ 39.6%	385 6 45.4%	64 3½ 7.6%	62 0 7.4%	848 5 100.0%	531 ½

\* KeyinghamとLittle Humberにおける豆の収穫量の合計である。

圃制という古典的構成を示すのに対し、Little Humberでは総劃耕地制の下に三輪作制が展開した。Easingtonは混在耕地制の下に二圃制に編成された。

以下一二六〇年代から一九〇年代にかけての期間について、三カ村の領主直営耕地での穀物生産の一般的趨勢を概観し、次に各村の特殊事情を浮き彫りにしよう。

小麦、燕麦、大麦、豆のそれぞれについての収量の三カ村総合計と、これに照応する播種面積の三カ村総合計を表示したものが第二十三表であ



り、また収量の総合計と播種面積の総合計の変動を图示したものがグラフ I である。

これらのデータから、以下の諸点が明らかとなろう。

第一に、一二七〇年代の前半に認められる異常な減少を除けば、播種面積は、ゆるやかな下降線を描いている。

第二に、同じく一二七〇年代の前半の急激な減収を除いて、収量は、着実に上向線を進んでいる。一二六〇年代の heaped measure が一二七〇年代以降 raised measure に変化した事情を考慮しても、この傾向は認められよう。<sup>(1)</sup>

第三に、上記の二点から、即ち播種面積の減少と収量の増大は、当然農業生産力の、就中土地生産力の上昇を指

向している。<sup>(2)</sup>

一二七〇年代前半の生産規模の縮小のあとをうけて、一二七〇年代の後半から八〇年代の初頭にかけて、ある程度の播種面積の回復に、土地生産性の向上が加わり、収量を飛躍的に増大せしめ、一二八〇年代の後半まで、多収量を維持している。

第四に、各穀物の総収量の平均でみると、小麦三九・六%、燕麦四五・四%で、二大主要穀物を構成しているのに対し、大麦七・六%、豆七・四%で、それぞれの比重はそれほど大でない。小麦の収量は漸増の傾向にあるのに対して、燕麦はほとんど同じ水準を維持しており、大麦、豆は、一二七〇年代後半から一二八〇年代の前半に集中的にあらわれるという特徴を有している。

(1) 穀物を柶で計量する場合、柶に堆く盛り上げて計量するのを *heaped measure*、柶かきで、すり落して計量するのを *raised measure* という。詳しくは、次註の拙稿参看のこと。

(2) 土地生産力の上昇についての具体的な分析については、別稿で詳しく取扱っている。拙稿「イギリス中世農業史上の二問題」『社会経済史学』第三十卷三・四号所収予定。

以上の穀物生産の一般的趨勢を前提として、次に各穀物種別に、三カ村の穀物生産の変動を立ち入って分析しよう。小麦について、播種面積、収量を三カ村について表示したのが第二十四表である。

平均値について三カ村の関係をみると、播種面積では、Keyingham 四七・一% Little Humber 三七・九% Easington 一五・〇%、収量では、Little Humber 四五・二% Keyingham 四四・八% Easington 一〇・〇%、Little Humber, Keyingham, Easington の順に土地生産性が低くなることを示している。

第24表 播種面積・収量(小麦)

	播 種 面 積				収 量			
	Key.	L. H.	Eas.	計	Key.	L. H.	Eas.	計
	a.	a.	a.	a.	qus. bus.	qus. bus.	qus. bus.	qus. bus.
1262-63	—	—	—	—	125 2	130 4	40 2	296 0
1263-64	—	—	—	—	120 0	238 2	49 7	408 1
1264-65	—	—	—	—	131 2	38 0	25 0	194 2
1265-66	—	—	—	—	—	203 4	24 2	227 6
1266-67	100	134	84 ½	318 ½	—	—	—	—
1267-68	—	—	—	—	179 4	150 2	40 0	369 6
1268-69	120 ½	138	74	332 ½	171 6	196 7	48 0 ½	416 5 ½
1269-70	156 ½	140	48 ½	344 ¾	111 5 ½	102 7	29 1	243 5 ½
1270-71	141	105	30	276	—	—	—	—
1272-73	—	—	—	—	74 0	80 1	27 0	181 1
1273-74	57	48	32 ½	137 ½	53 1	68 1	16 2	137 5
1274-75	60 ¼	56	30	146 ¼	—	—	—	—
1275-76	—	—	—	—	122 7 ½	124 4 ½	30 4	278 0
1276-77	60	84 ½	32	176 ½	64 0	121 5 ½	32 0	217 5 ½
1277-78	58	90	34	182	108 5	165 6	39 2	313 5
1278-79	136	91	34	261	181 5	137 3	34 0	353 0
1279-80	156 ¾	96	35	287 ¾	277 4 ½	205 0 ½	37 2	519 7
1280-81	112 ¼	93	26	231 ¼	143 6	120 4	36 6 ½	301 0 ½
1281-82	136 ½	89 ½	35 ½	261 ½	190 2	224 0 ½	35 1	449 3 ½
1282-83	135	91	35	261	—	—	—	—
1283-84	—	—	—	—	161 7	—	38 1	397 4 ½
1284-85	134 ¼	100 ¼	33 ½	268	134 4 ½	197 4 ½	23 2	287 7
1285-86	171	100 ½	31	302 ½	304 3	130 0 ½	31 4 ½	542 4 ½
1286-87	155	95 ¾	32 ¾	283 ½	—	206 5	—	—
1288-89	—	—	—	—	300 5	218 0 ½	39 0	557 5 ½
1289-90	115 ½	93	27	235 ½	181 0 ½	120 7 ½	14 4	316 4
1290-91	143	105 ½	37 ¼	285 ¾	175 5	166 1 ½	50 0	391 6 ½
1291-92	134	84	32	250	—	—	—	—
平 均	120.0 47.1%	96.6 37.9%	38.1 15.0%	254.8 100.0%	150 4 ½ 44.8%	152 7 ½ 45.2%	33 5 ½ 10.0%	336 3 ½ 100.0%

播種面積の変動についてみれば、三カ村共に、一二七〇年代の後半に、それ以前のほとん半分以下の水準に縮小し、七〇年代の後半以降、各村落はかなり対照的な経過を辿る。即ち Keyingham では次第に回復し、八〇年代には六〇年代の水準を維持した。Little Humber でも同様の回復をみせたが、七〇年代の後半より、六〇年代の水準の約三分の一低い水準にとどまる。Easington では全く回復をみせないままに、横這いの状態にあった。これは前述のように、直営地の貸し出しに起因している。(3)

収量の変動については、年々かなりの振幅を示しはするものの、Keyingham では、七〇年代の前半の時期を除いて、着実に増大し、エーカ当りの収量も顕著な向上を示している。

Little Humber でも収量はゆるやかな上昇を示し、絶対量では Keyingham のそれに迫っている。従って絶対的に播種面積が小さい Little Humber が、Keyingham に比して、エーカ当りの収量の点では、相対的により高い水準を保っている。

Easington では、全期間を通じて、収量はほとんど同じ水準にとどまっている。従ってこゝでも七〇年代以降は六〇年代に比してかなり高いエーカ当り収量を示している。

(3) 拙稿「十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(二)」、『立教経済学研究』第十七卷第三号所収(以下拙稿「前掲論文(二)」と引用)二〇九頁参看。

燕麦について、播種面積、収量を三カ村について表示すると第二十五表のようになる。

平均値で見ると、播種面積について Keyingham 五三・二% Little Humber 三四・五% Easington 一一・三% 収量でも同様 Keyingham 五四・二% Little Humber 三七・四% Easington 八・四%となっていて、Keyingham が播種面積、収量ともほぼ半ばを占めている。

播種面積の変動については、Keyingham で、一二七〇年代の前半に急激に縮小し、七〇年代末にほぼそれ以前の水準に回復し、以後ゆるやかな下降線を示すのは対し、Little Humber, Easington とともに、かなりの下降線を迎り、一二九〇年には、六〇年代の三分の一の水準に落ちる。

第25表 播種面積・収量(燕麥)

	播 種 面 積				収 量			
	Key.	L. H.	Eas.	合計	Key.	L. H.	Eas.	合計
	a.	a.	a.	a.	qus. bus.	qus. bus.	qus. bus.	qus. bus.
1262-63	—	—	—	—	196 6	177 6	35 6	410 0
1263-64	—	—	—	—	212 0	138 4	37 4	388 0
1264-65	—	—	—	—	274 0?	300 0	25 6	599 6
1265-66	—	—	—	—	289 5	221 1	44 2	555 0
1266-67	234 ½	142	60 ½	437	—	—	—	—
1267-68	—	—	—	—	170 6	185 4	31 0	387 2
1268-69	133 ½	120	52	305 ½	176 6	210 4	59 2	446 4
1269-70	122 ½	120 ½	48	291	99 5 ½	113 3	36 4	249 4 ½
1270-71	144	122	23	289	—	—	—	—
1272-73	—	—	—	—	95 6	61 6	25 6	183 2
1273-74	58	60	21 ½	139 ½	72 4	75 0	27 0	174 4
1274-75	57	68	17	142	—	—	—	—
1275-76	—	—	—	—	107 0	150 0	28 1 ½	285 1 ½
1276-77	55	76	20	151	80 0	121 2	26 6 ½	228 0 ½
1277-78	131	91	17	239	187 5	179 4	28 2	395 3
1278-79	114	53	24	191	283 6	106 3	55 3	445 4
1279-80	128	72 ½	44	244 ½	261 6 ½	194 1	24 6 ½	480 6
1280-81	147	78 ½	15	240 ½	317 6	184 2	30 6	532 6
1281-82	122 ¼	52	17	191 ¼	308 0 ½	110 6 ½	32 1	451 0
1282-83	130 ½	35 ¼	22	187 ¾	—	—	—	—
1283-84	—	—	—	—	289 1	99 2 ½	25 6	414 1 ½
1284-85	60 ¼	66 ¼	20	146 ½	183 5 ½	75 2 ½	20 4	299 4
1285-86	84	42	21	147	170 3 ½	94 4 ½	35 0	280 0
1286-87	92	36 ¾	21 ¼	150	—	—	—	—
1288-89	—	—	—	—	403 4	168 6	31 7	604 1
1289-90	123 ½	61 ½	19 ½	204 ½	196 2 ½	126 4	20 7	343 5 ½
1290-91	104 ¼	46 ¼	16 ¾	167 ¾	217 1	82 5	32 5 ½	332 3 ½
1291-92	120 ½	58 ¼	18 ½	197 ¼	—	—	—	—
平均	113.8 53.2%	73.8 34.5%	26.2 12.3%	213.8 100.0%	208 6 54.2%	144 4 37.4%	32 4 8.4%	385 6 100.0%

収量の変動については、Keyinghamで、七〇年代の前半を除いて、着実に増大するのに対し、Little Humberでは下降線を描き、Easingtonでは、ほぼ横這いの状態にある。このことは、Keyinghamでエーカ当りの収量の向上が最も著しく、Little Humber, Easingtonでは、それ程でなかったことを裏付けている。燕麥に関しては、Keyinghamが最も重要である。

第二十六表は、大麦の播種面積と収量の表である。

大麦は、Easingtonを除けば、一七二〇年代の中葉まで栽培されなかったが、なおかつ平均値

第26表 播種面積・収量(大麦)

	播種面積				収量			
	Key.	L. H.	Eas.	合計	Key.	L. H.	Eas.	合計
	a.	a.	a.	a.	qus. bus.	qus. bus.	qus. bus.	qus. bus.
1262-63	—	—	—	—	0 0	0 0	7 4	7 4
1263-64	—	—	—	—	0 0	0 0	10 4	10 4
1264-65	—	—	—	—	0 0	0 0	0 0	0 0
1265-66	—	—	—	—	0 0	0 0	15 0½	15 0½
1266-67	0	0	8	8	—	—	—	—
1267-68	—	—	—	—	0 0	0 0	19 1	19 1
1268-69	0	0	11	11	0 0	0 0	25 4	25 4
1269-70	0	0	11	11	0 0	0 0	15 0	15 0
1250-71	0	0	5	5	—	—	—	—
1272-73	—	—	—	—	0 0	0 0	14 2	14 2
1273-74	0	0	4	4	0 0	0 0	7 2	7 2
1274-75	0	0	4	4	—	—	—	—
1275-76	—	—	—	—	0 0	0 0	13 2	13 2
1276-77	0	0	6	6	0 0	0 0	13 4	13 4
1277-78	2¼	1	4	7¼	4 5	3 3	13 4	21 4
1278-79	18½	28¾	4¾	52	85 4	90 6	11 1½	187 3½
1279-80	36	27	8¼	71¼	124 4	107 2	27 5	259 3
1280-81	29	23	9	61	62 5	94 7	26 7	184 3
1281-82	23½	24	9	56½	47 0	90 4	25 6	163 2
1282-83	0	23	10	33	—	—	—	—
1283-84	—	—	—	—	20 3½	82 6	21 7	125 0½
1284-85	51	22	9	82	64 3	79 1½	10 4	154 0½
1285-86	17½	9¼	9¾	36½	48 0	27 3½	20 3	95 6½
1286-87	4	24¼	5	33¾	—	—	—	—
1288-89	—	—	—	—	0 0	0 0	10 3½	10 3½
1289-90	2½	5	8	15½	7 1½	17 2	9 0½	33 4
1290-91	3½	7	3½	14	4 1½	25 7	11 7	41 7½
1291-92	0	1½	4½	6	—	—	—	—
平均	9.9 36.4%	10.3 37.8%	7.1 25.8%	27.3 100.0%	21 2¼ 33.0%	28 1¼ 43.7%	15 0 23.3%	64 3½ 100.0%

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(三)

でみると、播種面積は Keyingham 三六・四% Little Humber 三七・八% Easington 二五・八%で、収量で見ると Keyingham 三三・〇% Little Humber 四三・七% Easington 二三・三%となつてゐる。播種面積については Easington でほぼ七エーカー前後で、急激な変動をみせないのに対し、一二七〇年代末から八〇年代の中頃にかけて、Keyingham, Little Humber が、二五—三〇エーカーと突然ピークを形成し、以後急速に減少する。収量の変動では、Keyingham, Little Humber において、一



第27表 播種面積・収量(豆)

	播 種 面 積			収 量		
	Key.	L. H.	合 計	Key.	L. H.	合 計
	a.	a.	a.	qus. bus.	qus. bus.	qus. bus.
1262-63	—	—	—	2 6	3 2	6 0
1263-64	—	—	—	7 0	3 2	10 2
1265-66	—	—	—	9 4	12 4	22 0
1266-67	0	12	12	—	—	—
1267-68	—	—	—	6 5	18 1	24 6
1268-69	6	5½	11½	4 7	7 0½	11 7½
1269-70	9	8½	17½	4 4	7 5	12 1
1270-71	6½	7	13½	—	—	—
1272-73	—	—	—	2 7	0 0	2 7
1273-74	6	0	6	14 0	0 0	14 0
1274-75	0	12¾	12¾	—	—	—
1275-76	—	—	—	11 3	28 6	40 1½
1276-77	5	6	11	4 1	6 4½	10 5½
1277-78	12	23	35	21 4	72 4	94 0
1278-79	41½	30½	72	77 5½	56 5	134 2½
1279-80	11	28¼	39¼	?	51 0½	51 0½
1280-81	14½	13	27½	23 3½	25 6	49 1½
1281-82	26½	36	62½	73 4	139 6	213 2
1282-83	15	69	84	—	—	—
1283-84	—	—	—	22 1	62 4	84 5
1284-85	47	34	81	76 3	64 1½	140 4½
1285-86	38	56½	94½	76 1½	133 5½	209 7
1286-87	48	53¾	101¾	—	—	—
1288-89	—	—	—	15 2½	115 1½	130 4
1289-90	9¾	24½	34¼	16 4½	18 3	34 7½
1290-91	10	47	57	18 4	48 3½	66 7½
1291-92	14½	45¾	60¼	—	—	—
平 均	16.9 38.5%	26.9 6.5%	43.8 100.0%	22.2 35.9%	39.6 64.1%	62.0 100.0%

二七八—八〇年に非常なピークを形成するという特徴を有している。

第二十七表は、豆の播種面積収量に関するデータである。

豆は Keyingham, Little Humber だけで作付けされたが、一二七〇年代後半より播種面積、収量ともに着実に増加した。Little Humber が Keyingham をやっ上まわる趨勢を示している。

以上、三カ村の収量の変動について立入った分析の結果は、一二七〇年代前半の穀物生産の著しい縮小と、七〇年代の後半から八〇年代の著しい拡大が、

第28表 売却穀物量

	小麦	燕麦	大麦	豆	合計
	qus. bus.	qus. bus.	qus. bus.	qus. bus.	qus. bus.
1263-64	28 0		1 0		29 0
1264-65	15 6			2 6	18 4
1265-66	2 2				2 2
1266-67	175 7½	332 5½	1 6	10 1	520 4
1268-69	106 4½	140 4	2 4	20 0	269 4½
1269-70	173 7½	145 2	21 0	6 5½	346 7
1270-71	107 7½	46 4		2 3	156 6½
1273-74	177 2½	115 2		5	293 1½
1274-75	70 3	48 5		9 4	128 4
1276-77	191 2	86 0½	9 3½	27 0	313 6
1277-78	96 2	72 6		3	169 3
1278-79	94 4	197 0		71 3	362 7
1279-80	298 7	251 7½	144 1½	122 0	817 0
1280-81	392 0	293 2	230 3	57 3	973 0
1281-82	192 7	333 4	135 7½	35 6	698 0½
1282-83	309 4	249 4	139 3	187 3	885 6
1284-85	190 5	56 7½	87 7½	51 3	386 7
1285-86	290 1	138 0	135 0	109 5	672 6
1286-87	362 4½	93 5	83 3½	173 3½	713 0½
1289-90	600 4½	304 7½	7 1	82 7	995 4
1290-91	275 2	174 7½	20 5	15 4½	486 3
1291-92	208 4½	110 2	39 1½	46 6½	404 6½
合計	4361 0 (44.75%)	3291 4 (33.77%)	1058 7 (11.89%)	1033 0 (10.60%)	9744 3

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(三)

きわだった対照を示している。この拡大は播種面積の拡大のみならず、エーカ当りの収量の増大によって加重がかけられた結果である。

これら直営耕地で生産された穀物のかりの分量が売却されている。

第二十八表は、三カ村で売却された穀物量の合計を示すものである。小麦が穀物商品の大宗をなし、穀物売却総量のほぼ半ばを占め、次に燕麦の三割強、大麦、豆はそれぞれ一割ずつである。

売却される穀物量は、一二七〇年代の末を境として以後急激に増大し、それ以前の大体三倍の水準に達する。

以下穀物種別に、各村での売却穀物量と商品化の趨勢を概観しよう。

穀物売却量に関する記述に、一二六九

年ないし一二七〇年から注目すべき慣行があらわれる。即ちそれ以前では、現金収入の部に記録される売却穀物量と穀物勘定中の倉出し分に記録される売却穀物量が一致しているが、それ以降 穀物勘定では、現金収入の部に記録された売却穀物量について、*advantagium predicti venditionis, advantagium eiusdem venditionis* と註記された勘定に、前述の *heaped measure* による計量に代って、*raised measure* による計量が採用されたが、なお当時市場での取引には *heaped measure* による計量が一般的であったために、*raised measure* によって計量された場合、計量された穀物量の二十分の一にあたる穀物をリベートとして引き渡すことが認められていたためである<sup>(4)</sup>。従ってここでは一二六九年―七〇年以降、リベートを加算した数字を売却穀物量として掲げた<sup>(5)</sup>。というのは百分率の計算のために、より妥当と考えられるからである。

商品化の比率は、倉入穀物総量（前年度の収穫穀物量、外部から受け入れられた穀物量、購入穀物量の合計）から本年度の播種穀物量を差し引いた量を百として計算した。外部から受け取られた穀物量、購入穀物量は、ほとんど無視されうる程僅少の量であるので、ここでの商品化の比率は、純生産物に対する商品化の比率と見做して差し支えないと考えられる。

(4) 前出註1、註2参考のこと。

(5) \*印を附した年度以降、リベートを含む数字であり、\*\*印はリベートを欠く年度である。

第二十九表は、小麦に関するデータである。平均値でみると、*Keyingham* と *Little Humber* が、ほぼ同量の売却

第29表 小麦売却量

	Keyingham		Little Humber		Easington		qus. bus.
	qus. bus.	%	qus. bus.	%	qus. bus.	%	
1263-64	11 0	9.0	17 0	17.3			28 0
1264-65	9 5	8.4	6 1	2.9			15 6
1265-66	0 0	0.0	2 2	1.7			2 2
1266-67	84 3	14.2	53 1½	23.4	38 3	47.9	175 7
1268-69	69 3½	46.7	37 1	31.8	0 0	0.0	106 4½
1269-70	10 4½	7.6	*162 3	76.0	1 0	2.5	173 7½
1270-71	* 26 2½	26.9	80 5	71.7	1 0	3.8	107 7½
1273-74	90 2½	75.9	79 2	88.1	* 7 6	41.4	177 2½
1274-75	35 1	63.3	25 6	40.2	9 4	58.0	70 3
1276-77	126 6	74.0	63 7	63.9	5	2.8	191 2
1277-78	15 6	27.4	58 0	57.8	22 4	71.3	96 2
1278-79	0 0	0.0	63 0	52.6	31 4	77.7	94 4
1279-80	124 3	69.0	148 0	71.8	26 4	71.7	298 7
1280-81	204 4	80.1	172 2	90.1	15 2	52.1	392 0
1281-82	77 4	61.5	95 4	77.2	19 7	66.4	192 7
1282-83	128 2	72.6	157 6	77.4	23 4	64.6	309 4
1284-85	89 2	60.4	81 3	75.3	20 0	67.2	190 5
1285-86	127 3	65.9	150 6	87.1	12 0	50.0	290 1
1286-87	207 7½	77.6	145 1½	81.2	9 3½	40.5	362 4½
1289-90	351 4	79.5	233 4	76.3	15 4½	?	600 4½
1290-91	212 6	73.6	62 4	64.3	0 0	0	275 2
1291-92	98 1	66.8	101 0½	70.5	9 3	122.6	208 4½
平均	95 4	48.2	90 6	59.0	11 7¾	35.3	

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(三)

量で、それぞれ四八% 四六%をしめるの  
 に対し、Easington は六%にすぎない。商  
 品化の比率は Little Humber が一番高く、  
 六〇%弱、Keyingham が五〇%弱、Ea-  
 sington は三五%強にすぎない。

小麦売却量は、Keyingham, Little  
 Humber とともに急速に上昇し、商品化の  
 比率は Little Humber が最も高く、一二  
 六〇年代の末から、七〇%を越え、七〇年  
 代に六〇%代に下るが、八十年代には八十  
 %前後となる。Keyingham では、一二七  
 〇年代中頃から、ほと七〇%を中心に推移  
 している。これに対し、Easington では七  
 〇年代の末に七〇%代のピークを形成し、  
 その前後はむしろ低い比率を示している。  
 売却量自体も極めて僅少である。

第三十表は、燕麥に関するデータである。

第30表 燕 麦 売 却 量

	Keyingham		Little Humber		Easington		qus. bus.
	qus. bus.	%	qus. bus.	%	qus. bus.	%	
1266-67	174 6	76.3	143 4	89.9	14 3½	34.8	332 5½
1268-69	58 4	63.1	82 0	70.9	0 0	0.0	140 4
1269-70	62 0	59.1	* 164 0	92.0	19 2	54.6	145 2
1270-71	0 0	0.0	34 0	83.2	12 4	56.5	46 4
1273-74	* 89 0	87.9	21 0	86.1	* 5 2	42.9	115 2
1274-75	27 5	57.0	21 0	47.7	0 0	0.0	48 5
1276-77	1 0	2.9	81 1	78.3	3 7½	25.0	86 7½
1277-78	15 6	41.3	53 0	90.1	4 0	24.8	72 6
1278-79	53 4	45.9	136 0	95.1	7 4	58.3	197 0
1279-80	167 1½	83.4	49 2	84.7	35 4	83.3	251 7½
1280-81	139 7	85.0	141 6	95.3	11 5	75.3	293 2
1281-82	185 7	77.8	134 2	91.5	13 3	61.5	333 4
1282-83	191 6	80.1	41 1	48.9	16 5	83.0	249 4
1284-85	15 1½	10.3	39 5	71.9	2 1	16.2	56 7½
1285-86	89 2	61.3	48 6	74.9	0 0	0	138 0
1286-87	38 5	36.3	42 0	83.3	13 0	69.1	93 5
1289-90	216 6	72.8	81 5½	76.5	6 4	?	304 7½
1290-91	94 6	72.9	76 2½	85.1	3 7	44.4	174 7½
1291-92	88 0½	70.8	19 1½	58.8	3 0	13.3	110 2
平 均	77 5½	49.3	64 0½	68.4	7 6½	35.4	

平均値でみると全売却燕麦量のうち Keyingham の分が約五一%強、Little Humber 四三%弱、Easington が六%であり、商品化の比率は、Little Humber が最も高く六八・四%、次に Keyingham 四九・三%、Easington 三五・四%を示している。

売却穀物量の変動は、Keyingham で、一二七〇年代の前葉、一二八〇年代の中葉をのぞいてほとんど上昇線を辿るに対し、Little Humber では漸次下降線を描く。また Easington では、一二七九年にピークを示すものの、全体として僅少である。商品化の比率は、いずれの村落も極めて変動が著しく、このことは燕麦の商品性が、それほど安定したものではないことを示している。

大麦の売却は、一二八〇年代の前半に、ほとん集中し、Little Humber がほとん全体の半ばを占め、Keyingham 四割弱、Easington が一割強である。

商品化の比率は、いずれの村落も高く、Little Humber で九〇%弱 Easington で八〇%強 Keyingham で七五%である。

豆の売却は、Little Humber, Keyingham いずれの村落でも漸増し、前者はほぼ後者の倍の量を売却している。商品化の比率も著しく高く、純生産物は、すべて売却されたといつて差支えない。

以上、穀物生産物の商品化の傾向を詳細に追求したが、以下の諸点が明確になった。

(一) 商品化された穀物の絶対量の点でも、純生産物に対する商品化の比率の点からも、一二七〇年代の末から急激に高まり、特に八〇年代の中頃まで高水準を保つこと。

(二) 三カ村の商品化の傾向は、かなり対照的な姿を示す。Easington では、売却された穀物の絶対量も、僅少で純生産物に対する商品化の比率も最も低い。これに対し、売却穀物の絶対量では、Keyingham が Little Humber をやっ上まわるが、商品化の比率の点では、Little Humber が最も高く、Keyingham はそれに続く。

(三) Keyingham では、小麦、燕麦を中心にして売却される穀物量が急速に増大し、商品化率も高まるのに対し、Little Humber ではむしろ小麦、大麦、豆に重点が集中していく。

このような商品化に対するそれぞれの村の対応の姿は、それぞれの耕地の存在形態、耕地制度と適合的な関係にあることが認められよう。

穀物の売却はどれほどの貨幣収入をもたらしたであろうか。第三十一表に穀物売上代金の合計を示した。

こゝでも Easington で、平均六磅で、一二八〇年代の前葉に、ほぼ倍となる。これに対し、Keyingham, Little Humber とも、平均約四〇磅の水準であり、漸増の傾向にあり、就中、一二七九年を境として、それ以前の二〇磅

第31表 穀物売却代金

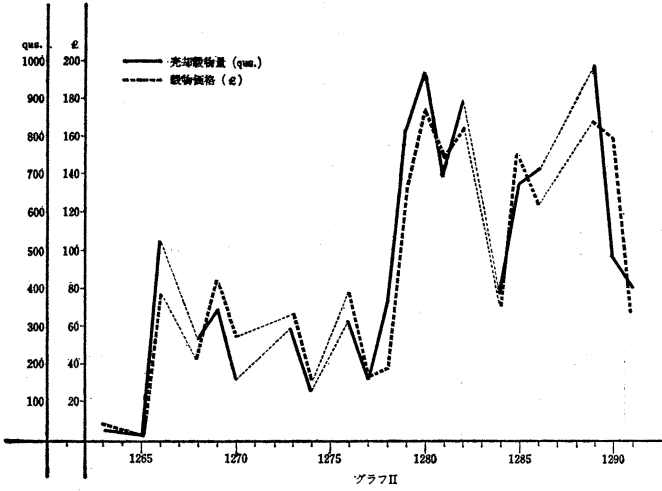
	Keyinghan			Little Humber			Easington			計		
	£	s.	d.	£	s.	d.	£	s.	d.	£	s.	d.
1263-64	2	4	0	3	10	10			0	5	14	10
1264-65	2	3	6	1	12	3½			0	3	15	9½
1266-67	40	2	3½	28	6	7	7	13	6	76	2	4½
1268-69	23	18	1½	19	15	9		8	4	44	3	2½
1269-70	10	5	7	66	12	9	6	2	11	83	1	3
1270-71	10	3	9	28	5	5	4	18	11¼*	53	8	1½
1273-74	35	6	3	24	16	4	6	0	10	66	3	5
1274-75	15	15	0	11	0	5½	3	18	0	30	13	5
1276-77	42	8	7	32	3	2	2	9	10½*	77	1	7½
1277-78	5	13	6	21	15	6	6	8	11	33	17	11
1278-79	5	2	4	26	6	7	5	19	3	37	8	2
1279-80	65	5	5	55	4	11	9	13	3	130	3	7
1280-81	81	1	1¾	82	10	1½	10	5	3	173	16	6
1281-82	61	11	7½	71	16	2¼	16	9	10½*	149	17	8¼
1282-83	70	18	6½	79	13	9½	12	13	6	163	5	10
1284-85	27	17	6	46	0	10	9	11	10¼	83	10	2
1285-86	71	7	7	73	1	0	5	3	6	149	12	1
1286-87	64	4	4¾	53	12	10	6	13	1	124	10	4¼
1289-90	94	19	2½	67	11	3¼	6	8	9¾	168	19	3½
1290-91	116	8	2¼	41	13	8	2	7	1	160	8	11¼
1291-92	28	7	7½	32	8	2¼	4	12	6	65	8	3¼

\* malt の売上代金を含む。

の水準のほど三倍、約六〇磅の水準を維持している。

価格の変動について考察を進めよう。

一二六八年以降の記録において、売却穀物代金の総合計額のみ記されているために、穀物種別に一クォータ当りの単価を算出することが不可能であり、穀物価格の変動の趨勢を知ることを困難としている。しかし、とくに穀物購入代金は、一種類の穀物について記載される場合が往々にしてあるので、可能な限り拾い出してみると、一二六〇年代と八〇年代の間にかんりの価格の上昇が認められる。即ち小麦の売却価格は、クォータ当り 四志より九志に、購入価格は、四志から五志ないし五志八片に、燕麥の購入価格は、一志六片ないし二志から、二志三片に、豆の売却価格は、二志六片から、購入価格六志六片に上昇



している。

D. L. Farmer による十三世紀イングランド南部諸州の穀物価格の変動に関する研究によれば、一二六〇年代の前半の低価格から、除々に回復し、一二七〇年代の前半に形成された一つのピークを境にして、一二八〇年代の後半に、一二六〇年代の水準ほどではないが、かなり低落し、一二九〇年代前半の次のピークに高まる。この価格変動は、Holderness にもあてはまると推定される。というのは、穀物売上代金総額と売却穀物総量を一つのグラフに示すと、七〇年代の前半では、貨幣収入が売却量を上まわり、即ち高値を示し、一二八〇年代では、売上量が貨幣収入を上まわり、即ち低値を示しはじめ、八〇年代末にそのひらきさらに増大することから推定される。

この穀物価格変動と、生産量、売却量の変動を比較してみると、ほとんどの場合逆相関の関係にあることに気づく。価格変動は、豊作か凶作かによって決定され、価格変動に従って生産量が左右されるようではないところから、当時の穀物市



場は、なお狭隘なものであると推定される。従つて、一二七〇年代の末から一三〇年代の前半にかけての穀物生産量の増大、そして売却された穀物量の増大は、穀物価格の高騰によつて惹き起されたというよりは、むしろ領主が貨幣収入の増大を必要としたために、低穀価でもおのれも拘わらず惹き起されたと理解すべきであらう。この点は、羊毛生産との関連で後に再び検討せねばならぬこと、やむを得ず領主財政の見地からその問題としなければならぬこと。

(9) ローレン体で示したが、一クォータ前りの売却価格が、イタリク体で示したのが一クォータ前りの購入価格である。

小麦：1263年, 4s. (Keyingham), 4s. (Little Humber) 3s. 8d. (Easington), 1364年, 4s. (Keyingham), 4s. 1d., 3s. 6d., (Little Humber), 2s. 8d. (Easington), 1265年, 3s. 6d. (Little Humber), 1266年, 4s. 6d., 4s., 3s. 6d. (Keyingham). 4s. 8d. (Little Humber) 4s. (Easington), 1278年, 4s. 4d., (Keyingham), 1281年, 9s. (Keyingham), 1584年, 5s. 2d. (Keyingham), 1285年, 5s. 8d. (Keyingham), 5s. 10d. (Little Humber). 大麦：1263年, 3s. (Little Humber), 1266年, 4s. (Keyingham, Little Humber). 1268年, 3s. 4d. (Easington), 1278年, 3s. 6d. (Keyingham). 豆：1263年, 2s. 6d. (Keyingham), 1264年, 2s. 6d. (Keyingham), 2s. 4d. (Little Humber). 1266年, 3s. (Little Humber). 1281年, 5s. 11d. (Keyingham) 6s. 6d. (Little Humber). 1284年, 4s. (Keyingham, Little Humber). 燕麥：1263年 3s. (Little Humber), 1s. 6d. (Easington), 1264年, 1s. 6d. (Little Humber), 1s. 4d. (Easington). 1266年, 2s., 1s. 3d., 1s. (Keyingham), 2s. (Little Humber) 1s. 6d. (Easington). 1285年, 2s. 2d. (Easington).

(10) D. L. Farmer, Some Grain Price Movements in Thirteenth-Century England, in: *Economic History Review*, Second Series, Vol. X, pp. 207—220, esp. p. 212, Table III, p. 214, Figure I. cf. M. M. Postan, & J. Trow, Heriots and Prices on Winchester Manors, in: *Economic History Review*, Second Series, Vol. XI, pp. 392—417. J. Trow, Evidence of Weather in the Account Rolls of the Bishopric of Winchester, 1209—1350, in: *Economic History Review*, Second Series, Vol. XII, pp. 360—407. 一 聖堂紙巻の「スロウ」 *The Cambridge Economic History of Europe*. Vol. II, p. 166, Lord Beveridge, The Yield and Price of Corn in the Middle Ages in: *Essays*

*in Economic History, Vol. I, pp. 20—21. J. E. Thorold Rogers, A History of Agriculture and Prices in England, Vol. I & II. を参看のこと。*

最後に、穀物の処分されたのは、一体どのような市場であったかが、問われねばならない。

どこの市場で穀物が売却されたかを明らかにするための手掛りとして、運搬賦役と運搬費が考えられる<sup>(8)</sup>。後述するように賦役の一般的欠如を特徴とする Holderness 領にあっては、残念乍ら運搬賦役を手掛りにするわけにはいかない。運搬費としては、運搬用の馬の蹄鉄の費用、手綱の購入費として記録されていて、例年より、出費が大である場合、その理由が挙げられているが、穀物の市場への運搬については特に記された例はない<sup>(9)</sup>。

一つの手掛りとしては、一二七〇年代の前半の数ヶ年の間に現物給として *famulus* に与えられる穀物は、小麦とライ麦であったが、ライ麦は、これら三カ村では作付けされなかったために他所から購入される慣行がみられる。そのような購入の例として、一二七四年の *Little Humber* の項に「十一クオータ 五ブッシェルの小麦、九クオータ七ブッシェルのライ麦の購入のため一一五志八片。上記の穀物を *Beverley* から小船で運搬する費用を含む」という註記がみられる<sup>(10)</sup>。この記述からは、おそらく、*Beverley* のような町の市場で穀物取引がなされたことが推定され、地方的穀物市場の成立を予想せしめる<sup>(11)</sup>。

もう一つの手掛りは、一二六六年の *Keyingham* における穀物売却の記述である。一二六六年のミクルマスの日から翌年の春までの期間庄屋を勤めたのは *Nicholaus* であったが、おそらく一二六七年の復活日以降、*Petrus Sniphou* が *Little Humber* の庄屋を辞し、*Keyingham* の庄屋に着任し、二人がこの年度の会計記録を作製している<sup>(12)</sup>。そのため、それぞれの庄屋によって売却された穀物量と代金が、明瞭にわけて記載され、とりわけ *Nicholaus* の

		売却者	売却穀物量 qus. bus.	ク 当 s.	オー り d.	先 売 却
1266年	小麦	Nicholaus	10 0	4	0	Ricardus de Halsted
"	"	"	20 0	4	6	} Robertus de Hildyard
"	"	"	6 5	4	0	
1267年	"	Petrus Sniphou	43 6	4	6	不明
"	"	"	5 0	3	6	"
1266年	燕麦	Nicholaus	40 0	1	3	Ricardus de Halsted
1277年	"	Petrus Sniphou	75 6	2	0	不明
"	"	"	40 0	1	10	"
"	"	"	19 0	1	4½	"
1266年	麦芽	Nicholaus	31 0	4	0	Saer et Ricardus de Halsted
1267年	大麦	Petrus Sniphou	6 0	1	4	不明

売却した分については、売却先の註記がある<sup>(13)</sup>。取引の次第は上掲のよ  
うにまとめられる。

こゝから想定されることは、(一)端境期に一度にまとまった量で取  
引されるといふよりは、幾回にもわけて、売却されたようである。(二)  
価格はその都度、異なっている。さらに確実なことは(三)買い手は、  
知られる限り、いづれも役職にある者である。即ち Ricardus de  
Halsted は、一二六六年から、一二六七年まで、Holderness の郡奉  
行であったし、Robertus de Hildyard は、一二六六—七〇年 Skipton  
in Craven の城代であり、一二七〇年から一二八九年まで Holderness  
の郡奉行を勤めている<sup>(14)</sup>。

従って、こゝに現れる購買者は依然として封建諸侯、あるいはその  
下の上級官職の者である。

穀物売却が最も盛んになる時期については、残念乍ら、全く手掛り  
がないが、事態がそれ程急速に変化したとも考えられないし、むしろ  
基本的には、同じ性格であったと想定すべきであろう。

(8) 運搬賦役を手掛りとして、直営地生産物の販売機構の実態と所領の

経済構造の特質を明らかにした業績として、近藤晃「いわゆる『最盛期』にみるイギリス・マナーの流通機構」『立教経済学』第九卷第二号所収がある。

- (9) 一二七六年に Easington から Ringbrough への穀物運搬の例 P. R. O. SC6/1078/16 m. 3. ... *In ferrura iij affrorum v d. ob. ideo plus hoc anno propter cartagium bladi apud Ryngeburgum. ...* 一二八一年 Little Humber, Keyingham から Northamptonshire の Radston への運搬の例 P. R. O. SC6/1078/21 m. 1d. Little Humber, ... *et ideo magnis hoc anno ratione cartagii meremio ad navem et ratione ij cartagiorum factis apud Rodstone. ...* m. 3d. Keyingham, ... *Et ideo magnis hoc anno propter duo cartagios factis comitissa. ...* SC6/1079/8 m. 1. Keyingham, ... *et ideo magnis hoc anno propter duo cartagios venationis versus comitissa apud Rodeson et Bremere ...* m. 2. Little Humber, ... *et ideo magnis hoc anno propter diversos cartationes factis comitissa per ij vices ...* 4489°.

- (10) P. R. O. SC6/1078/15 m. 3. ... *In xj qus. v bus. frumenti et ix qus. vij bus. siliginis emptis cxv s. viij d. cum cartagio predicti de Beuerlac per bacellas.*

- (11) Holderness 地方には、十二世紀初頭以来の特権都市 (borough) として Beverley, Hedon があり、十三世紀中頭より Hedon を凌ぐようになった市場町 Ravenser Odd が一二九九年には「特権都市となり」、同年には Kingston upon Hull を新たに建設され、将来の繁栄が約束された。British Borough Charters, 1042—1216. ed. by A. Ballard, pp. 23—4, 38—9. British Borough Charters, 1216—1307, ed. by A. Ballard, & J. Tait, pp. 6, 247, 249. また他方一二二七年には、すべての Patington に対して、木曜日開催の週市 (weekly market) が、一二五二年には Ravenser Odd に対して、木曜日開催の週市と、聖母誕生の日 (九月八日) より二週間の年市 (fair) の開催が、一二七二年には Hedon に対して、司教聖オーガスチンの日 (八月二十八日) より七日間の年市が、一二九九年には Ravenser Odd に対して、火曜日と土曜日週二回の週市と、聖母マリア誕生の日より四週間の年市の開催が、それぞれ勅許されている。このことは、十三世紀中葉以降特に地方的市場の成立を反映していると思われる。Calendar of Charter Rolls, Vol. I, pp. 42, 353. Vol. II, pp. 179, 479. このほか Ravenser Odd の発展は急激であったように、別稿で詳しく取扱うた。この点については N. Denholm-Young, Yorkshire Estates, in : Yorkshire Archaeological Journal, Vol. XXXI, pp. 403—405. M. Beresford, History

*in the Ground*, 1957. pp. 125—149. 小松芳喬「中世イングランドにおける都市建設」『西洋経済史・思想史研究』(本位田祥男博士古稀記念論文集)一九六二年所収、三七—六四頁參看。

(21) Petrus de Sniphou が「復活日」施洗日ヨハネの日「シクルマスに納付すべき貨幣地代についての会計報告をなしてゐるのに対し」、前任者であった Nicholas は「聖マインズの日」(十一月三十日)に納付すべき貨幣地代について会計報告をしてゐるからである。さなみにこの年の復活日は四月十七日であった。

P. R. O. SC6/1078/9 m. 1. ... REDDITUS. Idem (Petrus de Sniphou prepositus) reddit combotum de x viij £ iii s. x d. qa. de redditu assiso de termino Pascha Nativitatis sancti Johannis Baptistae et de termino sancti Michaelis. Et Nicholas prepositus reddit combotum de cxiiij s. viij d. ob. de termino sancti Andree.

(22) P. R. O. SC6/1078/9 m. 1. ... BLADA VENDITA. Idem reddit combotum de x £ xiiij s. iiij d. ob. de xlvij qus. vj bus. frumenti venditis pretium de xiiij qus. vj bus. iiij s. vj d. et pretium de v qus. iiij s. vj d. Et de vj s. de j qu. dimidio ordeii pretium quarterii iiij s. Et de xij £ x s. xj d. de vj xiiij qus. vj bus. avenae venditis unde lxxx qus. vj bus. pretium quarterii ij s. Et de xl qus. pretium quarterii xxij d. Et de xix qus. pretium quarterii xvj d. ob. Item Nicholas qui fuit prepositus reddit combotum de xl s. de x qus. de frumento venditis ad expensam ut in pane Ricardi de Alsted pretium quarterii iiij s. Et de xcviij s. de xxvj qus. dimidio j bu. frumenti venditis Roberto de Hildyerd unde xx qus. pretium quarterii iiij s. vj d. Et vj qus. dimidio j bu. pretium quarterii iiij s. Et de vj £ iiij s. de xxxj qus. brassae pretium quarterii (sic) venditis domino Saer et Ricardo de Hilsted. Et de l s. de xl qus. avenae venditis Ricardo de Hilsted pretium quarterii xv d. Summa xl £ ij s. iiij d. ob. ... EXITUS GRANGII. FRUMENTI. ... In supra venditione per manum Nicholai prepositi Roberto de Hildyerd constabulario de Craenw xxvj qus. vj bus. ... In supra venditione per manum Nicholai prepositi Ricardo de Hilsted ad expensas suas in pane x qus. In supra venditione per manum Petri prepositi Ricardo de Hilsted ad expensas suas in pane x qus. ... AVENAE. ... In supra venditione per manum Petri prepositi (xx<sup>2</sup>) xiiij qus. vj bus. In supra venditione per manum Nicholai prepositi Ricardo de Hilsted xxxix qus. dimidia ij bus. ... m. Id. AD HUC DE COMPOTO DE KAYNGHAM ANNO L

*PRIMO, ... FABAE In supra venditione vij qus. BRASEUM. ... In supra venditione xxxj qus. Et nichil remonet.*

(14) N. Denholm-Young, Seignorial Administration in England, pp. 47, 48, 49, 52. 彼は Hedon の町に土地を有つた G. Poulson, *op. cit.* Vol. II. p. 108.

### 三 領主直営地における労働力の存在形態

直営耕地における農業生産は、三カ村共に農民の賦役労働に全く依存しないでなされた。それぞれの村落について検討しよう。

第一に Keyingham に関する一二七六年の土地評価書によれば、農民は貨幣地代の納付義務について定められてゐるが、週賦役、礼賦役いずれの規定をも欠く<sup>(1)</sup>。

一二七〇年代にすでに一 bovate の保有地に対して十四片の割で賦役は金納化され<sup>(2)</sup>、この金納化された賦役も、一二七八年以降は、固定地代に含めて記載されるに至り<sup>(3)</sup>、賦役の金納化が、十三世紀中葉に完了したことを示している。

Little Humber では、農民保有地の存在を本来欠いており、当然直営耕地の経営は、賦役労働によらないと想定される<sup>(4)</sup>。他村の農民から賦役を徴した証拠もない。

Easington の農民も、一二七六年の土地評価書によれば、貨幣地代納付義務の他には、冥加金 (Feudal aid, *auxilium*) 婚姻税 (merchet, *merchetum*) の納付、運搬賦役 (carrying-service, *averagium*) 法廷出仕 (suit of court, *secta ad curiam*) の義務が規定されるにとどまり、週賦役、礼賦役いずれの賦課も認められな<sup>(5)</sup>い。

以上の検討から、週賦役の存在は、三カ村について、初発から存在しないか、ごく軽微であったものが、はやくよ

り金納化されたかであることが、ほとん明らかであろう。

週賦役の欠如と関連して、礼賦役の存在もなかったと考えられる。

一二六〇年代の中葉まで、いずれの村落においても、秋の収穫期の穀物の刈り取り労働に対して与えられるパンを焼くために小麦が費消されたことが記録され、礼賦役の存在を示唆する<sup>(6)</sup>。しかしこの慣行が Little Humber においても、ひとしく認められる以上、農民の礼賦役に対して農民に与えられたと考えるよりは後段で詳しく触れるように、収穫労働に対して与えられた出来高払賃銀に加えて支給された現物給と見做すべきであろう。

この点と関連して、新築、修繕のための費用の支出から、その存在を推定される領主の邸を構成する建物、農業用諸施設についてみると次のようである。<sup>(7)</sup>

Keyingham 邸地 *mesuagium*

中庭 *curtilegium*

菜園 *gardinum*

納屋 *grangia*

厩舎 *stabulum*

馬小舎 *domus afforum* (一二八〇年新設)

牛小舎 *boveria*

仔牛小舎 *domus ad vitulos* (一二九一年新設)

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(三)

羊毛倉 *domus lanae, lanarium, domus ad lanas*

Little Humber 邸地 *mesuagium*

中庭 *curtilegium*

納屋 *granaria*

穀物倉 *granarium*

牛小屋 *boveria*

庄屋詰所 *camera prepositi*

Easington 邸地 *mesuagium*

中庭 *curtilegium*

菜園 *gardinum*

} 五エーカ

大広間 *aula*

伯爵夫人居間 *camera comitissae*

騎士の間 *camera militium*

衣裳部屋 *gardroba*

礼拝堂 *capella*

渡廊 *träsentia inter aulam et camera*

台所 *coquina*



肉部屋 *lardarium*

酒倉 *domus vini*

納屋 *grangia*

乾草倉 *domus feni*

厩舎 *stabulum*

Keyingham, Little Humber については、三十年以上にわたる期間について、邸地に領主の居住のための建物の存在を示唆する記述が存在しない。そこには、農耕のために必要な建物がみられるだけである。就中、Keyingham では、羊毛を収納する倉があって、Holderness の領主の牧羊の中心であることを物語っており、Little Humber では、庄屋の詰所があり、直営耕地の運営の直接の責任者も、Little Humber に住居のなかったことを示唆している。従って、Keyingham, Little Humber とともに、古典的なマナー構成を示すものではなく、Grange 型の直営地であることを示している。

これにたいして Easington は、かなりの面積の邸地に領主の居館が建ち並び、また農業用の設備、建物も多い。従ってより古い定住地であり、農民の身分規定にみられるように古典的なマナー構成を示すと想定される。

(一) P. R. O. SC11/730 n. 11. ... *REDDITUS ET CONSUETUDINES BONDORUM. Adam ate Ker tenet j toftum cum crofto quod continet j accram et j rodam et j boutam terre que continet in se xviij accras et ij acras et iij rodas prati. Et reddit per annum ad predictos terminos xiiij s. ij d.*

- (28) P. R. O. SC6/1079/8 m. 5. (1263-4) *REDDITUS ASSISAE. ... Et de consuetudinibus de hoc dimidio anno remi per extensam custumariorum xvij s. ix d. ob. ...* (1264-5) *REDDITUS ASSISAE. ... Et de consuetudinibus hoc anno remi xxxv s. vij d. videlicet de quilibet bovata xiv d. per annum. ...* P. R. O. SC6/1078/9 m. 1. *EXITUS MANERII ... Idem reddit computum de xxxv s. vij d. de operibus relaxatis de xx boatis terre de quilibet bovata terre xiv d.*
- (29) P. R. O. SC6/1078/17 m. 1d. *RECEPTUM. ... Et de xxxvj s. ix d. de operibus relaxata per annum et de cetero debent cartare in redditu. SC6/1078/18 m. 3. RECEPTUM. ... Et sciendum quod firma de Lymerwe et opere relaxata in computo precedentibus per se cartat modo in redditu superius cartantur. ...*
- (30) P. R. O. SC11/730 m. 12.
- (31) P. R. O. SC11/730 m. 9. *REDDITUS ET CONSUETUDINES BONDORUM. Willelmus Cartleys tenet bovatum terre et ij acras et dimidiam et j rodam de forland et reddit per annum xvj s. et debet auxilium merchetum et facit averagium et sectam.*
- (32) Keyingham, P. R. O. SC6/1078/8 m. 5. (1263-4) *EXITUS GRANGII. FRUMENTUM. ... In pane facto in autumno xvj qus. ij bus.* (1264-5) 12 qus. (1266-7) 10 qus. Little Humber, P. R. O. SC6/1078/8 m. 1. (1263-4) *EXITUS GRANGII. FRUMENTUM. ... In pane facta in autumno ad bladum metendum xv qus. ij bus.* (1264-5) 11 qus. P. R. O. SC6/1078/9 m. 2. (1266-7) *FRUMENTUM. ... In pane furnaceti ad bladum sarclandum vj bus. In pane furnaceti ad bladum metendum ix qus. vj bus.* Easington, P. R. O. SC6/1078/8 m. 4. (1263-4) ... *In pane facto in autumno ad bladum metendum iij qus. dimidia et ij bus.* (1264-5) 5 qus. 4 bus.

(27) 一二七七年の土地評価書 P. R. O. SC11/730 ms. 9, 11, 12. 参照のほど。建物の新築・修繕等についての記述は、毎年ごとのみならず、このころでは典拠として示れなかった。

それでは一体、いかなる労働力によって直営耕地の耕作は、なされたのであろうか。

大別して、二つの種類の労働力によっている。第一のそれは、年雇または、一定の期間を定めて雇傭された者であり、第二のそれは、出来高払いの賃銀 (*ad tascham*) であるいは日給で雇傭された者である。<sup>(8)</sup>

(8) 直営地における賦役以外の労働力の問題については M. M. Postan, *The Famulus, The Estate Labourer in the XIIIth and XIIIth Centuries*, 1954, E. A. Kosminsky, *Studies in the Agrarian History of England in the Thirteenth Century*, 1956, Ch. VI, esp. pp. 292—310. 松垣裕「直営地労働力の諸形態」『西洋史学』二九輯(一九五六年)、「三好洋子」『イングランド封建制下の雇傭労働者について』『社会経済史学』第二二卷二号(一九五六年)、「篠塚信義」『マナー社会と雇傭労働者』『史学雑誌』第七二編第三号(一九六三年) 参考されたい。

農業労働の諸段階で、それぞれ特有の労働力によって充足されているので、以下主要の農業労働の諸過程——A 犁耕労働、B 耙耕労働、C 除草労働、D 乾草作り労働、E 收穫・収納労働、F 脱穀・調整労働——について、詳しく検討を加えることにしよう。

#### A 犁耕労働

まず播種までの準備段階として、犁耕が挙げられる。

十三世紀後半の農業技術の段階では、休耕地の犁耕は、四月と六月(施洗者ヨハネの日(六月二十四日)以後)の二回にわたってなされた。前者は *fallowing, waretter, waretatio* 後者は *second stirring, rebjnyer, rebjnyum, rebjnyatio* と呼ばれた。<sup>(9)</sup> そしてこの際、厩肥が犁まじまれる。<sup>(10)</sup>

そして十月に、冬穀の播種にあたって (*ad semen (h) ymale, ad (h) ierna giuu*) 冬畑と定められた耕地が犁耕され、諸聖徒日(十一月一日)おそくも聖マーチンの日(十一月十一日)までに、冬穀の播種が終り、翌年の春三月春

穀の播種にあたって (*ad semen quadragesimale, ad trimesium*) 春畑と定められた耕地が犁耕され、おそくも蒙告日(三月二十五日)までに、春穀の播種が終ることになる。<sup>(11)</sup> それぞれの播種にあたって、また厩肥が犁きこまれる。<sup>(12)</sup>

以上二回の休耕地の犁耕、冬穀・春穀の播種犁耕と播種は最も基本的な、しかも重要な農業労働であり、農業労働のピークを構成する農繁期、就中乾草作り(五月)・収穫期(八月・九月)を避けて、巧みに一年に分散して配置されている。犁耕、播種は、年季契約、あるいは一定の期間限って雇傭される犁耕夫(*ploughman, carnucarius, bovarius*)によつて、領主の犁、役畜をもつてなされたものである。

このような年雇の犁耕夫は、たんに犁耕ばかりでなく、播種、耙耕、除草、乾草作り、収穫、一切の農業生産を円滑ならしめるべき責務を負い、<sup>(13)</sup> 庄屋 (*Reeve, prepositus*) を助ける役割を果し、直営地の基幹労働力であった。

- (9) *Walter of Henley's Husbandry*, ed. by E. Lamond, pp. 10—14. *rebyner* を Lamond は第二回目の休耕地犁耕 (*second fallowing*) と訳している。テキストの内容からも適訳と考えられるが、*rebynum* には、十三世紀末すでに第三回目の休耕地犁耕という用法がある。cf. *Medieval Latin Word-List*, p. 349. F. G. Davenport, G. C. Homans, H. S. Bennett の十三世紀の段階での休耕地犁耕は「二回」ということ。cf. F. G. Davenport, *The Economic Development of a Norfolk Manor*, pp. 28, xxxi, xxxix. G. C. Homans, *English Villagers of the Thirteenth Century*, p. 366. H. S. Bennett, *Life on the English Manor*, p. 82. 大陸でも休耕地犁耕は、十三世紀で二回となり、中世の末にはじめて三回——六月 Brachen, 七・八月 Rühren 十・十一月 Felgen——にわたったと云う G. von Below の指摘がある。cf. G. von Below, *Probleme der Wirtschaftsgeschichte*, 1926, S. 71. 従つて十三世紀後半のこの時期では、二回と考えるのが妥当であろう。大陸でも休耕地犁耕二回の段階で「二回目」の休耕地犁耕を *tertiare* (三回目) と呼ぶ慣習があったと云う R. Kötzsche の指摘にみられよう。春穀の播種のための *proscindere* 第一回目の休耕地犁耕 *tiere* と云う「第三回目の犁耕を *tertiare* と呼んだ」と考へるべきであろう。cf. R. Kötzsche, *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte*

*schichte des Mittelalters*, 1924. SS. 269—270. 休耕地犁耕が三回と理解するのは誤りであろう。

(10) *Walter of Henley's Husbandry*, pp. 18—25.

(11) *Ibid.*, pp. 14—19.

(12) *Ibid.*, pp. 18—25 Little Humber では一二六九年以降、総額にして三志から四志の厩肥 (*compost*) が売却されている。そのように売却のなされない年度には、耕地に運搬され、あるいは大麦の播種にあたって犁きこまれたことを註記している。P. R. O. SC6/1078/20 m. 1. . . . *Et de composto nichil hoc anno in decetero quia percipium est cartare in campo. . . .* SC6/1078/8 m. 2. . . . *De composto in curia nichil hoc anno, quia curiantur super terram ad seminandum ordium.*

(13) *Walter of Henley's Husbandry*, pp. 110—111.

以下各村落における犁耕労働について考察しよう。

第三十二表は、*Keyingham* において雇傭された定雇の犁耕夫、臨時雇の犁耕夫の人数、領主の犁の台数、犁の維持費——鍛冶職に与えられた給金を含む——領主の牡牛 (*boves*) (犁を牽引する役畜) 数を示している。

この表から明らかのように、一二六〇年代には、四人の定雇の犁耕夫が二組の犁隊を受け持っていたのに対し、一二七三—六六年の期間には、二人の定雇の犁耕夫に、また一組の犁隊に減少する。しかし、一二七七年には再び第二の犁隊が復活し、さらに翌年、第三の犁隊が購入され、この第三の犁隊は臨時雇の犁耕夫によって分担される。

役畜の数も、一組の犁に入頭を提供するに充分ゆとりある数が飼育されている。

定雇の犁耕夫は、通例一年季契約で、現物給 (*livery, liberatio*) として小麦四クォータ 二・五ブッシュェル (十二週間に一クォータの率) と給金 (*Stipend, Stipendium*) として年間三志をうけている。そしてこの二人が一組の領主の犁を操作した。

第 32 表

	犁 耕 夫		犁		牡 牛 頭	
	定 雇	臨 時 雇	台 数	維 持 費		
1263—64	4		2	s. 3	d. 7	23
1264—65	4		2	3	7	24
1265—66	4		2	1	9*	28
1266—67	4		2	4	6½	25
1268—69	4		2	4	5	28
1269—70	4		2	8	0	39
1270—71	4		2	7	10½	24
1273—74	2		1	2	10	17
1274—75	2		1	?		15
1276—77	2		1	2	5	15
1277—78	2	2	2	4	11	23
1278—79	4	2	3	7	6	39
1279—80	4	2	3	6	9½	37
1280—81	4	2	3	6	4½	36
1281—82	4	4	3	7	10½	37
1282—83	4	—	3	7	1¼	36
1284—85	4	2	3	12	10	40
1285—86	4	2	3	12	6	18
1289—90	4	3	3	12	2	39
1290—91	4	3	3	12	6	37
1291—92	4	3	3	15	8½	33

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(三)

二〇二

一二七三—六六年にかけて、一組の犁に減少したことは、播種面積が、この期間に半減したことに対応する。<sup>(19)</sup> ほゞ一組の犁隊が播種面積にして一〇〇エーカーの耕地を犁耕する能力があると算定される。

一二七七年以後二組の犁隊に回復したので、当然この時期に増大した播種面積を充分犁耕しうる筈であるのに、一二七八年には、第三の犁が整えられる。この第三の犁の出現は、特に休耕地の犁耕が念入りになされ、この時期の土地生産力の向上の一助になったと推定され、この想定は、犁の維持費の増大によっても、さらに裏付けられよう。

第三の犁は、臨時雇の犁耕夫によって操作されるが、一二七七年から一二八一年の間にはこれら臨時雇の犁耕夫は、最長四十三週間、最短二十五週間雇傭され、現物給としては、十二週

間に一クオータの率で、小麦を支給されている。一二八四年以降は、夏期と冬期とか、休耕地犁耕と冬期にとうようにわけて、最長百十九日、最短九日とうように比較的短期間、犁耕に従事し、現物給であれば、十二週間で一クオータの率で、給金であれば一日一片の日給で、そのいずれかの形態の給与を受けている。<sup>(20)</sup>

(14) P. R. O. SC6/1078/17 m. 1d. ... *In j cultura et j vomere ij novis carucis vij jugis xvij artibus et aliis minutis emphis ad secundam carucam de novo caruca vij s. viij d. ob.*

(15) P. R. O. SC6/1078/18m. 3. ... *In j cultura j vomere ij novis carucis iij jugis vij artibus emphis ad terciam carucam levandis v s. vij d. ob.*

(16) P. R. O. SC6/1078/9 m. 1. ... *quorum quilibet capit quaterium per xij ebdomanas.*

(17) 給与は当該期間ほとんど変化がない。

(18) 労働手段である犁、牽引牛は、いずれも領主の所有にかゝるものであり、その維持費はすべて領主によって負担される。

前註十四、十五にみられるように、犁双 (coultter, cultura) 犁頭 (ploughshare, vomere) 一对の定規車 (wheel, carucae) 轆 (yoke, jugo) その他の附属品を含めて、一台の犁は、六志から七志であったようである。

(19) 前掲第十六表参看。拙稿「前掲論文(二)」二〇三頁。

(20) P. R. O. SC6/1079/3 m. 3. ... *In liberatione j tenentis terciam carucam in estate vj bus. ... m. 3d. ... In liberatione et stipendiis j fugantis terciam carucam per xxxj dies in jeme et in liberatione et stipendiis ij hominum emitus cum eadem ad uarect' per lxxj dies xj s. viij d.*

第三十三表は、Little Humber において雇傭された定雇の犁耕夫、臨時雇の犁耕夫の人数、領主の犁の台数、維持費、牡牛の数を示すものである。

一二六三—六六年は、定雇の犁耕夫五人、臨時雇一人、計六人が、三組の犁隊を編成していたが、一二六六年以降、

第 33 表

	犁 耕 夫		犁			牡 牛 頭
	定 雇	臨 時	台 教	維 持 費		
	人	人	台	s.	d.	
1263—64	5	1	3	2	11 ½	26
1264—65	5	1	3	6	1	29
1265—66	5	1	3	2	0	31
1266—67	4		2	4	0	28
1268—69	4		2	4	1	27
1269—70	4		2	4	6	27
1270—71	4		2	4	11	24
1273—74	2		1	2	2	14
1274—75	2	2	2	4	4	24
1276—77	4		2	7	2	26
1277—78	4		2	7	0 ½	24
1278—79	4		2	8	0	28
1279—80	4	2	3	5	10 ½	30
1280—81	4		2	6	6	32
1281—82	4		2	7	5 ½	30
1282—83	4		2	8	10	32
1284—85	4		2	10	11 ¾	32
1285—86	4		2	8	10 ½	31
1289—90	4		2	9	4	31
1290—91	4		2	10	0	23
1291—92	4		2	10	10 ¾	26

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(三)

二組の犁隊<sup>(22)</sup>と四人の定雇に減少、さらに一二七三年には一組の犁隊と二人の定雇と最低の状態になり、一二七四年以降、再び二組の犁隊に回復する<sup>(24)</sup>。一二七八年に第三の犁隊<sup>(25)</sup>が一時的に編成される。

また役畜の頭数も、一犁隊当り八頭を充分提供しうるものである。

定雇の犁耕夫は Keyingham と同様、一年季契約で、現物給として小麦四クォータ、二ブッシュェルと、給金として三志を受けている。

定雇犁耕夫の数の減少は、播種面積の縮小とほぼ対応している<sup>(26)</sup>。一組の犁隊の可耕面積は播種面積で一〇〇エーカーと推定される。

臨時雇いの犁耕夫の給与は明確でない。

(21) P. R. O. SC6/1078/8 m. 1. (1263-4)  
EXPENSAR NECESSARIA. Computan-  
tur in ferro emplo ad duas carrucas et in



*stipendo fabri per annum ij s. ob. In una nova caruca emptya et in aliis reperandis. ...*

(22) P. R. O. SC6/1078/12 m. 2. (1266-7) ... *In ferro emptyo ad duas carucas per annum. ...*

(23) P. R. O. SC6/1078/14 m. 3. (1273-4) EXPENSA ... *In ferro et ferramento ad unam carucam. ...*

(24) P. R. O. SC6/1078/15 m. 3. (1274-75) ... *ferro et ferramento ad aliam carucam emptyo ...*

(25) P. R. O. SC6/1078/19 m. 3. (1279-80) EXPENSASAE. ... *In stipendiis et liberatione duo hominum erunt cum tercia caruca a festo sancti Martini usque Nidalem Domini ij s. ix d.*

(26) 前掲第十八表参照。

Easington では、犁耕夫の他に、牛方 (plough driver, fugalor caruca) が雇傭された。この牛方とは、犁耕夫の補助者で、犁隊の先頭に立ち正しい方向に犁を導く役である。<sup>(27)</sup> 第三十四表は Easington の犁耕夫、牛方、領主の犁の台数、維持費、牡牛数を示す。

一二六〇年代には、四人の定雇の犁耕夫が二組の犁隊を編成したのに対し、一二七〇年以降、領主直営耕地の貸出しにもなって、一組の犁隊に縮小する。一二七〇年代以降一二八三年までは、一人の定雇の犁耕夫と、一人の日雇の牛方によって、一二八四年以降は、二人の定雇の犁耕夫によって、それぞれ犁耕された。ここでの犁の台数は、復活日に犁一台に対し、一片の燈明料 (wax-scot, ceragium) を納付する慣習から確認できる。<sup>(28)</sup>

飼育された役畜の数もほど、一組の犁隊に対して八頭以上を提供しうるに充分である。

定雇の犁耕夫は、通例一年季契約で、現物給として、小麦四クォーターニブッシェルを、給金として三志を受けている。これに対し、牛方は、年間二〇〇日前後の日数、犁耕労働に服したよう、食物、飲物、給金として、一日半片の割合で支払いをうけ、年間七志から九志を与えられたようである。<sup>(29)</sup>

第 34 表

	犁 耕 夫	牛 方	犁		牡 牛
			台 数	維 持 費	
1263—64	2		1	s. 3 d. 11	22
1264—65	4		2	7 0	24
1265—66	4		2	1 9*	24
1266—67	4		2	7 4	23
1268—69	4		2	6 8	20
1269—70	4		2	8 7 $\frac{1}{2}$	11
1270—71	1	1	1	2 5 $\frac{1}{2}$	12
1273—74	1	1	1	3 3 $\frac{1}{2}$	10
1274—75	1	1	1	5 2	12
1276—77	1	1	1	3 8	14
1277—78	1	1	1	4 10 $\frac{1}{2}$	12
1278—79	1	1	1	4 6	12
1279—80	1	1	1	4 9 $\frac{1}{2}$	13
1280—81	1	1	1	4 6 $\frac{1}{2}$	12
1281—82	1	1	1	4 10 $\frac{1}{2}$	12
1282—83	2**	1	1	5 3 $\frac{1}{2}$	12
1284—85	2		1	7 6	12
1285—86	2		1	5 1	12
1286—87	2		1	7 8	?
1289—90	2**		1	7 1 $\frac{1}{2}$	??
1290—91	2**	1	1	6 8	??
1291—92	2		1	7 10	??

\* 半年分

\*\* 臨時雇いを含む。

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(三)

定雇の犁耕夫は、一二六九年まで、クリスマスに振舞われる習慣であった朝食の代りに一片を与えられたが、この年以降廃止されたようである。<sup>(27)</sup>

(27) H. P. R. Finberg, Tavistock Abbey, 1951, p. 81.

(28) P. R. O. SC6/1078/9 m. 3d. ...  
*In ceragio pro carucis ad pascham de consuetudine ij d.*

(29) P. R. O. SC6/1078/16 m. 3. ...  
*In cibo et potu et stipendiis ij fugantis carucam per cc dies capientis quolibet die ob. vij s. iv d.*

(30) P. R. O. SC6/1078/9 m. 3d. ...  
*In consuetudine famullorum ad Natalem Domini iv d. SC6/1078/11 m. 4. ... In gentaculo carucariorum ad Natalem Domini iv d. SC6/1078/8 m. 4. ... In ceragio et in consuetudine duorum carucariorum vij d.*

## B 耙耕労働

播種のための犁耕、播種の後に、耙耕 (*harrowing, hercatis*) がなされる。これは播かれた種子を薄く土で覆うもので、冬穀、春穀の二回の播種期 (*ad utrumque semenes, tempore utrumque sementium*) にあたってなされる。<sup>(31)</sup> 耙耕労働は領主の耙を用いて、臨時雇いの耙耕夫 (*harrover, hercator*) によつてなされた。

Keyingham では、一二七五年に一人の少年、一二八一—三年の間に三人の少年が雇傭されたのを例外として、一人の成人男子が耙耕夫として、兩度の播種期に雇傭されている。

一二七〇年以前では、現物給として小麦一クォータが与えられたが、一二七四年以降手当 (*mercatura*)、給金 (*sitipendium*) の名称のもとに、貨幣で支払いがなされた。<sup>(32)</sup> この給金の年間支給額は、最低一志九片 (一二七四年) 最高八志四片 (一二八四年) にわたるものであり、耙耕に従事した期間の長短、面積の広狭によつたものと想定される。とりわけ支給総額の大きな年度には、その理由が註記されているところからも裏付けられよう。<sup>(33)</sup>

Little Humber では、少年が時折雇傭されるが通例成年男子が耙耕労働に従事した。一二六〇年代に二人の耙耕夫、一二七〇年代には一人の耙耕夫が播種期に雇傭され、一二八〇年代の初頭には三人から四人の耙耕夫が交替に耙耕に従事している。<sup>(34)</sup>

こゝでも一二七〇年以前では、現物給として小麦の支給がみられるが、一二七四年以降給金の支払いに変化する。こゝでも食物と飲物の代りとして (*pro cibo et potu*) という表現がみられ、以降給金という名称に統一される。一二七四年の例からすれば、四人の少年の耙耕労働十二日間に対して二志であるので、一日半片という率になる。<sup>(35)</sup>

支給総金額は、最高八志六片(一二八九年)に達している。

Esington では、当該期間、一人の成年男子あるいは少年の耙耕夫が播種期に日雇いとして雇傭されている。一二六六年に四ブッシェルの小麦を現物給として支給された事実を除いて、一二六九年以降は、すべて給金の支払に統一され、一二七八年の例から明らか(36)のように、日給半片である。従って年間通算してほと三十日前後の耙耕労働を必要としたようである。

- (31) *Walter of Henley's Husbandry*, pp. 14—15.
- (32) 一二七四年に手当なる用語が用いられ以降、給金、現物給という用語に変化する。P. R. O. SC6/1078/15 m. 1d. ... *In mercicula herciatoris tempore utrumque seminis xxj d.*
- (33) P. R. O. SC6/1078/19 m. 3d. ... *ideo magnis hoc anno ratione iij carucae*. SC6/1079/3 m. 3. ... *quia tempus pluvium et quia semindur ij actrae*. SC6/1079/8 m. 1. ... *ideo magnis hoc anno propter diversitatem temporis*.
- (34) P. R. O. SC6/1079/1 m. 1. ... *In stipendis et liberatione iij hominum herciatis per vices vjs. iij d. hoc anno*.
- (35) P. R. O. SC6/1078/15 m. 3. ... *In expensis iij garcionium herciantium per xij dies pro cibo et potu ij s.*
- (36) P. R. O. SC6/1078/18 m. 3d. ... *In stipendis j herciatoris per xvj dies ad semen quadragesimalis et xiiij dies ad semen jemale xiv d. ob.*

### C 除草労働

施洗者ヨハネの日(六月二十四日)以降に除草(*weeding, hoeing, sarclatio*)が行なわれる(37)時には除草される耕地面積を示すこともあるが、(38) 通例は「全穀物(畑)の除草」(*in omnibus blado sarclando...*)とか「全穀物(畑)の土かけと除草」(*in toto blado humando et sarclando...*)とじて、その費用の総額が示されている。三カ村に

第35表 除 草 費

	Keyingham		Little Humber		Easington	
	s.	d.	s.	d.	s.	d.
1263—64	14	3	10	1	3	9
1264—65	13	1½	12	7½	3	0
1266—67			24	7	6	3½
1268—69	11	3¼	11	6	7	0
1269—70	12	0	9	6	3	6
1270—71	12	6	8	6	1	6
1273—74	6	0	4	10	1	6
1274—75	5	0	7	0		?
1276—77	2	0	5	4	1	6
1277—78	5	8½	6	6	1	5½
1278—79	11	9	13	4	1	5
1279—80	14	10½	15	0	1	8½
1280—81	16	11	15	4	2	2
1281—82	14	6	10	3	2	11
1282—83	10	0	14	0	3	6
1284—85	14	1½	12	10¼	3	0
1285—86	13	4	8	0	3	9
1286—87					3	8
1289—90	13	4¼	6	0	3	11
1290—91	16	8	5	0	2	6
1291—92	13	6	5	0	2	4

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(三)

いて表示したものが第三十五表である。より詳細に、その仕事の内容を明示することも稀にみられるし、<sup>(38)</sup> 除草費の大小の理由を示している例もみられる。<sup>(40)</sup>

除草労働は、すべて出来高払いの賃銀で雇われた日雇労働者によってなされたようである。

作者不明の農書によれば、三エーカの除草には一片で充分であるとされている。<sup>(41)</sup>

(37) Walter of Henley's Husbandry, pp. 16—

17.

(38) P. R. O. SC6/1078/11 m. 4. ... In cxxxviij acris frumenti v acris dimidia fabarum cxxvij acris avenae sarclandis et senapu mundandis xj s. vij d.

(39) 例えは白い草を引抜くとか、<sup>(39)</sup> からのしの手入れとらった場合がある。P. R. O. SC6/1078/8 m. 5. ... In blado sarclando et in herbis albadis extraendis xiiij s. vij d. SC6/1078/11 m. 5. In omnimodis bladis sarclandis et senapu

*mendantis xj s. iij d. qu.*

(40) 第三の犁が用いられたのどとか、除草費が少いとか、夏に多雨であった等の理由。P. R. O. SC6/1078/1 m. 3. *In toto blado sarclando et humando xj s. ix d. et ideo plus hoc anno quia tertia carnua leuda erdt et nichil omninus bladam ter sarclad. SC6/1079/7 m. 3. ... In omnimodo blado sarclando iij s. xj et ideo magno propter pluviosum tempus in estate. SC6/1078/20 m. 3d. ... radione magnis quantitatis carduorum.*

(41) *Walter of Henley's Husbandry*, pp. 68—69.

#### D 乾草作り労働

除草作業と併行して、施洗者ヨハネの日(六月二十四日)より、ラマスの日(八月一日)の間に、乾草作りが行なわれる。これは *hay harvest* ともいわれ、農業労働の一つピークを形成している。

*Holderness* は、その自然的諸条件からして、広大な牧草地が存在する地方である。<sup>(42)</sup> 後段で詳述するように、村落、<sup>(43)</sup> マナーを越えて営まれた牧羊を管理する家畜管理役(*stock-keeper, instaurarius*)の監督下に、数カ村入会の牧草地で、羊の飼料のための乾草作りが行なわれた。*Keyingham* のように、年度によっては、村内の牧草地における乾草作りが、家畜管理役の管轄下にあつて、一層事態の把握を困難にしているもの<sup>(44)</sup>、概して、個々の村落でなされた乾草作りは、農耕用の家畜、即ち牛馬の飼料に限られ、村の比較的規模の小さい牧草地での乾草作りであった。また、前述のように、<sup>(45)</sup> *Keyingham, Little Humber* において穀物畑の草も、本来の牧草地と同様、乾草作りの対象となつたようである。

乾草作りは、牧草の刈取り(*mowing, falcatio*)刈りとつた草を乾燥させるための拡散(*tedding hay, spergo*)乾草集め(*raising hay, lenatio*)牧草地から中庭(*barton, bertonu*)への運搬(*carrying, curragium*)保存のため

第36表 牧草地刈取り

	Keyingham		Little Humber			Easington		
	面積	費用	面積	費用		面積	費用	
1263—64 1264—65	a.	s. d.	a.	s. d.		a.	s. d.	
			29	8 7		46	11 6	
			36½	12 0 *		68	17 0	
1266—67			123½	36 3		66	21 0 *	
1268—69 1269—70 1270—71	17½ ? 17	5 7½ 4 3 4 9	37 31½	12 10½ 11 2½		58 52½ 48½	18 6 17 6 * 16 1½*	
1273—74 1274—75	4½* *	8 3½ 6 9½	7½*	13 4¼		59 3?	19 11 * 21 9	
1276—77 1277—78 1278—79 1279—80 1280—81 1281—82 1282—83	* 38½ 80½ 51 53¾ 35 38½	9 6 12 9 30 4 12 4 19 11¼ 13 3½ 15 11	7 55* 30¾ 16½¾ 41¾ 40* 63¾	2 3 23 6¾ 17 11½ 5 4 15 9¼ 18 2¼ 30 9*		60 38½ 29½ 24¾ 24¾ 24 24	18 6 11 2 7 6 8 3½ 9 5 8 6 7 6	
1284—85 1285—86 1286—87	133¾* 56	76 10½ 10 0½	70½ 115	29 4¾* 49 3½*		22½ 19½ 20½	7 4 6 6 6 10	
1289—90 1290—91 1291—92	* 21 21	46 8½ 55 5 33 6	8¼* ? 8¾	28 3* 18 6½* 22 7½*		20 60 43	6 8 25 6½ 18 3½	

面積の項で\*印は、耕地の草として記されている場合、費用の項の\*印は、積み上げの費用を加算した場合を示す。

の堆積 (stacking, tasso mullio) の作業から構成される。このすべて出来高払いの賃銀で、一時雇の労働者によってなされた。

会計記録では、乾草作りと、運搬、堆積に大別して記録している。

第三十六表は、三カ村における牧草地の刈取り面積と、それに要した費用をまとめたものである。

乾草作りは、出来高払いであるが、一、二、六、六年刈取り労働は、エーカ当り Little Humber が三片半、Easington で三片であった。<sup>(46)</sup>その他の年度については明確な単位を示しはしないものの、一エーカの乾草作りにほぼ四片から五片であったようである。

作者不明の農書に従えば、一番草一

エーカの刈取りに四片、拡散と集草に一片半、二番草一エーカの刈取りに三片半、拡散と集草に一片四分の一であり、それとほぼ同じ水準といえよう。<sup>(47)</sup>

しかし代官によって仕事が進み入りになされなかったことが立証されると、出来高賃銀の支払も削減されることがあつた。<sup>(48)</sup>

- (42) *The Domesday Geography of Northern England*, ed. by H. C. Darby & I. S. Maxwell, 1962. pp. 207—9.  
A. Harris, *op. cit.*, pp. 42—4.
- (43) B 牧羊の項参看。
- (44) P. R. O. SCII/1079/3 m. 3. ... *In lxx acris ij rodus dimidia prati in Curfhok falcandis spergendis et leuandis xxv s. qa. quia instaurarius falcavit in eodem prato xx acras.*
- (45) P. R. O. SC6/1078/11 m. 3d. ... *In iiiij acris dimidia prati falcandis skettis et merefores per lottam falcandis spergendis et leuandis et tassandis nij s. ij d. ob. SC6/1078/21 m. 2d. ... Et de xviij s. de merefores hoc anno vendito et ideo minus hoc anno quia magna pars falcata erat et cariantur in curia. ... In xl acris prati falcandis spergendis et leuandis cum magna parte de merefores inter blada tassis feni in bertona faciendis xviij s. ij d. qa. 拙譯「前掲論文」(11)120—121四頁参看。*
- (46) P. R. O. SC6/1078/9 m. 2. ... *In lxxxiiiij acris prati in Curfhoc xxix acris dimidia prati in Northmer falcandis ad tascham xxxvj s. ij d. pro singula acra ij d. ob. ... m. 3d. In lxxvj acris prati falcandis ad tascham xvj s. vj d. pro singula acra ij d. in dicto feno spergendo leuando et in prato falcando tassando iiijs. vj d.*
- (47) *Walter of Henley's Husbandry*, pp. 68—69. *lacre de pre, lacre de pre de wanz an acre of meadow, an acre of waste meadow* 草種に「*lacre de pre*」種(「*aftermath, reuannum*」)と「*wanz*」。
- (48) P. R. O. SC6/1078/19 m. 3d. ... *In xxvj acris dimidia prati inter bladum et xviij acris dimidia prati falcandis*



*dis spergendis et levandis xij s. in d. et ideo minus hoc anno quia pratum male falcatura erat per testimonium ballivi.*

## E 収穫・収納労働

ラマスの日をもって、乾草作りの作業は終り、穀物の収穫が始まる。ミカエルの日(九月二十九日)までの期間が、最も忙しい収穫期(harvest, autumnum)を構成する。

収穫期の作業は、二つの作業に大別される。第一に、耕地において穀物の刈取り(reaping, meto) 取集め(gathering, colligo) 束ね(binding, ligatio, junctio) という収穫労働があり、第二に、耕地で十分の一税にあたる穀物束をとり除けた残りの穀物束を、荷車に積み(carting, phastra et carecia in campo onerata) そして村に運搬し、納屋に積み上げ(stacking in grange, bladum in grangia tasso) さらに納屋に収納しきれないものは、中庭に野積みし、屋根を架する(stacking at yard and thatching, tassis in bertone facio et coopero) という収納労働である。

これら収穫期の農業労働は、いずれも、出来高払いの賃銀で、臨時雇の労働者によってなされた。第三十七表は、収穫・収納のための費用を三カ村について、それぞれの総額を示したものである。

それぞれの村落について、多少のちがいが認められるので、以下具体的事例について検討してみよう。

Keyingham では、一二六三—四年には、<sup>(49)</sup> 収穫労働に関する費用は、一括して記録されている。

一二六六年以降、耕地での収穫労働と納屋への収納労働とをわけて、記録するようになり、その作業内容についても註記が多くなってくる。

第37表 収 穫 収 納 費

	Keyingham				Little Humber				Easington						
	収 穫		収納		収 穫		収納		収 穫		収納				
	£	s.	d.	s.	d.	£	s.	d.	s.	d.	£	s.	d.	s.	d.
1263—64 1264—65	5	5	10			5	17	1			2	1	8½		
	5	4	1			4	17	6			2	1	11		
1266—67	6	4	6	1	10	3	10	0			3	17	6	2	1
1268—69 1269—70 1270—71	7	9	9½			7	5	11½			3	10	0		
	4	9	2			3	16	3½			?				
	4	14	7	2	11½	3	18	1½	1	8	1	2	4		
1273—74 1274—75	2	6	0	1	6	2	3	10	2	1	1	1	10		
	2	8	10½	1	6	2	7	11	1	4		17	11		4
1276—77 1277—78 1278—79 1279—80 1280—81 1281—82 1282—83	2	3	8			3	3	2	2	1		19	4		
	4	0	0			2	18	9	4	9		19	4		
	6	8	6¾	14	3	4	2	5	6	1	1	0	3		
	6	8	4½	12	4	4	13	3¾	7	6	1	3	2		
	5	13	10½	9	0	4	6	8	4	9	1	2	11		
	5	6	6	19	5	4	11	10	11	9½	1	2	10		
	5	7	0¾	9	2	4	10	4½	14	10¼	1	2	2¼		
1284—85 1285—86 1286—87	5	16	3	11	11¾	4	12	6¼	10	7½	1	2	6½		
	6	14	4¾	18	1	4	12	0¼	14	2	1	2	6		
											1	1	6¾		
1289—90 1290—91 1291—92		?		6	5½	5	3	0¾	9	8½	18	5			
	5	3	3			4	14	3¾	11	7½	1	1	9½		
	5	19	2			4	4	11¼	8	9	1	0	1¼		

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(三)

第一に、収穫面積が、穀物種別に掲げられるようになる。この収穫面積と播種面積を比較すると一致しない場合が多い。<sup>(50)</sup>このことは必ずしも、収穫労働が、出来高払いの賃銀を与えられた雇傭労働者の労働以外、即ち賦役労働によって担われたことを意味しない。むしろ一二六九—七〇年の記述に明らかのように、<sup>(51)</sup>播種された耕地の一部が、なんらかの理由によって収穫をみなかったと考えるのが妥当のようである。

第二に、一二六六年の記述にみられるように、一エーカー当りの収穫労働の単位価格が明記されていて、小麦、豆、燕麦いずれも六片である。<sup>(52)</sup>以後単位価格は明記されなくなるが、収穫面積と支払額を比較してみると、五片から五片半の範囲で、推移している。

作者不明の農書によれば、収穫労働は五人が一組になって作業することが効果的であり、一日二エーカーの耕地を刈り取ることが可能であるとしている。従って一日二片宛支払う場合には、一エーカー当り五片になる。あるいはまた、五人一組となり、四人が刈取り、残りの一人が刈取られた穀物をたばねるのも一つの方法であるとし、この場合四人には一日、一片半、束ねる者に二片を支払うと、一エーカー当り四片になるとしている<sup>(53)</sup>。

この一般的な例証からも、また同時代のデータからも<sup>(54)</sup>、一エーカー当り六片というのは、かなり高い水準と見做されよう。しかし、それ以降、むしろ支払いの方法が、エーカー当りの価格を定める方式ではなく、むしろ一人当りの日当を定める方式に変わったようで、そのため収穫労働の日当総計と、収穫面積を掲げるようになり、両者の間に固定した比率が見出せないように考えられる。

第三に、収納作業については、一二七〇年代の後半から八〇年代の前半にかけて、特に詳しく註記されており、支払金額の合計も、十志ほどになる。

運搬作業は、二人から三人、納屋、中庭への積上げ作業も二人から三人で、二十日前後で日当もほぼ一日二片強であつたと<sup>(55)</sup>推定される。

(49) P. R. O. SC6/1078/8 m. 5. ... *In blado metendo colligendo et intrando xiiij s. viij d.*

(50) この数はほゞ一〇%から二〇%である。

(51) この年は、洪水によって、小麦畑五二・五エーカー、豆畑四エーカー、燕麥畑三六エーカーの穀物は収穫されなかった。

この損害を蒙った耕地面積と収穫面積を合計すると、播種面積に完全に一致する。P. R. O. SC6/1078/12 m. 3. ... *In v<sup>xx</sup> acris frumenti v<sup>xx</sup> acris fabarum et viij vj acris avenae mentendis colligendis et ligendis et in dictoc blado cariendo et tassando iv £ ix s. ij d. et eo minus bladum hoc anno non metebatur quia iij acrae et dimidi*

*frumenti in acris fabarum xxxvj acrae avene seminat, subverse fuerunt.*

(23) P. R. O. SC6/1078/9 m. 1. ... *In ex acris de frumento metendis intrandis ligandis lv s. pretium acrae vj d. In vij acris fabarum intrandis metendis ligandis vij s. vj d. pretium acrae vj d. In xx ij acris avenae metendis ligandis intrandis lxxj s. pretium acrae vj d.*

(23) *Waler of Henley's Husbandry*, pp. 68—69.

(25) Lord Beveridge, *Westminster Wages in the Manorial Era*, in: *Economic History Review*, Second Series, Vol. VIII, pp. 24—25.

(25) 例 25 P. R. O. SC6/1078/18 m. 3. ... *In blado tassado in grangia et ij tassis faciendis in curia lognitine cc pedum cum stipendis ij hominum cariantium bladum per xxj dies x s. SC6/1068/19 m. 3d. ... In ij hominibus locati ad cariantium bladum in campo per xvij dies et ij hominibus tassantium bladum per idem tempus cum vj tassis bladi in curia cooperiendo xvij s. id d.*

Little Humber でも、一二六〇年代は、収穫労働に関する費用は一括して記録されていた。

ここでは Keyingham と同様、収穫面積と播種面積が一致しない場合が多く、特にその違いが大である場合、例えば一二六九—七一年のように、<sup>(25)</sup>耕地の一部が水害にあい、収穫のないことを註記していることから、Keyingham の項での想定はこゝでも同様あてはまるようである。

一二六六年の記述は、——この年だけ例外的なことではあるが——収穫労働に対する支払い方法は、Keyingham と極めて対照を示している。収穫・収納労働の全体に対して、三磅十志支払われ、(一エーカー当り 三片弱の割)その他に、穀物倉から九クォータ 六ブッシェルの小麦が倉出しされ、パンに焼き上げられて支給され、家畜飼育役から受領した五五ストーンのチーズと、二二・五ストーンのバターが支給されている。<sup>(27)</sup>

しかし一年おいて一二六八年以降、この現物支給の慣行はみられなくなり、Keyingham 同様、一エーカーの価格は五片から六片の間を推移している。

収納作業についても、一二七〇年代の後半から一二八〇年代にかけて、特に詳細に記述され、支払金額も次第に増加し、十志から十五志となる。運搬作業、納屋、中庭への積み上げ作業、いずれもほとんども数名によって十日間から二十日間の作業も推定される。<sup>(58)</sup>

Esington では、一二の例外を除けば、収穫労働を区別して記録していない。

支払総額で、一二六〇年代で、二磅から三磅十志、一二七〇年代以降、ほとんども一磅内外である。

播種面積と収穫面積のちがいも認められるが、ごく僅かなものである。

一二六六年に「一種類の穀物一エーカー六片」と規定され<sup>(59)</sup>、一二六八年も同率であることが確認される。しかし一二七〇年以降は、エーカー当りの価格は明示されることがなく、四片半から五片の間を推移している。

エーカー当りの収穫労働に対する支払額は、Keyingham で平均五片以上、五片半以下、Little Humber で平均五片半以上、六片以下、Esington で四片半以上、五片以下である。このように、エーカー当りの単価が異なることは、収穫労働が出来高払いではなく、日当で支払われたという想定を裏付けることになる。即ち、それぞれの条件のちがいで例え耕地から納屋への距離のちがいが、収穫・収納労働の難易を示しているからである。

(58) P. R. O. SC6/1078/12 m. 3. ... *Et eo minus metebat de acris quia magna pars submersa fuerunt.* SC6/1078/13 m. 3d. ... *et minus metebat de acris eo quod magna pars terre seminat submersa fuit.*

(59) P. R. O. SC6/1078/9 m. 2. ... *In vij acris frumenti j acra dimidia ordet vij ij acris avenae et xij acris*

*fabrum metendis ligandis et colligendis et in grangia lassandis lxx s. praeter ea habuerunt frumentum caseum et butirum de instaurario ut patet inferius. ... FRUMENTUM. ... in pane furnacitis ad bladum melendum ix qas. ... CASEUS. Idem reddit compotum de lxx petris casei recepits de Warnerio instaurario unde in expensis in baldo melendum totum. Et nil remanet. BUTTERI. Idem reddit compotum de xx petris dimidia butiri recepits de dicto Instaurario unde in expensis in blado melendo totio et nichil remanet.*

(85) P. R. O. SC6/1078/19 m. 3. ... *In ij hominibus locatis ad carlandis plaustra et carectas in campo et in stipendis ij hominum tassantium bladum grangia factentium ij tassas in bertona per xij dies v s. vj d.*

(86) P. R. O. SC6/1078/9 m. 3d. ... *In lxxxiiij acris dimidia frumenti viij acris ordeï et xx acris dimidia avenae melendis ligandis et colligendis lxxvi s. vj d. pro singulo acro singule semine bladi vj d.*

## F 脱穀・調整労働

収穫期がミクルマスで終り、再び冬穀の播種期をむかえることになるが、その後、即ち十一月中旬以降クリスマスまでの冬の期間 (*wems*) に、納屋あるいは中庭に積み上げられた穀物束が、脱穀 (*threshing, trivuratio*) され、箕にかけ (*winnowing, ventagium*) される。この脱穀調整の作業は、農閑期に、出来高払いの賃銀で、一時的に雇傭された労働者によってなされたようである。第三十八表は、三カ村の脱穀調整費を示したものである。

脱穀調整に対する賃銀は、一クォータ単位で規定され、穀物の種類によって異なるのが慣習である。Holderness の場合、会計記録では、一二六六年の記録を除いて、脱穀調整された穀物量と、支払われた賃銀の合計が記録されているので、<sup>(80)</sup>細部の取定めは詳かでない。一二六六年の一クォータ脱穀の賃銀は、第三十九表のようである。<sup>(81)</sup>当時の一般的な水準とほぼ同じである。<sup>(82)</sup>

第38表 脱穀・調整費

	Keyingham			Little Humber			Easington	
	£	s.	d.	£	s.	d.	s.	d.
1263—64	1	17	4½	1	12	11½	9	1½
1264—65	1	16	10½	2	13	6¾	11	2¼
1266—67	1	19	3	2	3	1½	11	3½
1268—69	2	9	3½	2	0	1½	11	4½
1269—70	2	8	5	2	11	8½	9	6
1270—71	1	9	3½	1	7	11	9	1¼
1273—74	1	15	2	1	5	0¾	7	11
1274—75		16	0½		17	5½	5	5¾
1276—77	1	19	2¾	1	16	11	8	7½
1277—78		13	8½	1	6	1¼	7	8½
1278—79	1	12	7¾	1	10	1¼	12	3½
1279—80	2	16	8½	2	13	9½	9	3¾
1280—81	3	17	10¾	2	10	11¾	11	9½
1281—82	2	3	11	2	6	0	19	3
1282—83	2	11	10	3	11	3½	9	1¾
1284—85	2	12	2¼	2	5	6	10	7¼
1285—86	3	13	10¾	3	10	1¾	6	3
1286—87							9	10¾
1289—90	5	11	1¼	4	3	4	10	8¼
1290—91	4	3	0	1	16	7¼	5	0½
1291—92	2	11	5¾	2	6	0½	13	10

第 39 表

	小 麦	大 麦	燕 麦	豆
Keyingham	2½d.	1d.	⅝d.	
Little Humber	2½d.		⅝d.	1¼d.
Easington	2½d.	1d.	½d.	

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(三)

- (88) P. R. O. SC6/1078/8 m. 1. ... *In xxx qus. dimidia frumenti iij qus. fabarum ij qus. ordeï clxix qus. dimidia avene tritirandis xxxij s. xij d. ob. In ventilacione totius predicti bladi iij s. iij d. ob.*
- (89) P. R. O. SC6/1078/9 m. 1. Keyingham. ... *In tritiracione frumenti v x qus. ij bus. xxv s. vj d. ob. pretium quarterii ij d. ob. In j quarterio dimidio ordeï tritirandis j d. ob. In tritiracione avene de ix ij qus. ad tasham ix s. vj d. pretium ij quarterii j d. qu. In dictis quarteriis ordeï et avene ventilandis ad tasham iij s. j d. m. 2. Little Humber. ... In vj x qus. frumenti ccxv qus. j bu. avenae et xij qus. dimidia fabarum tritirandis xxxvij s. xj d. ob. videlicet pro singulo quarterio frumenti ij d. ob. pro ij quarteriis avenae j d. qu. et pro singulo quarterio fabarum j d. qu. In eisdem quarteriis frumenti avenae fabarum ventilandis iij s. ij d. m. 3d. Easington. ... In xiiij qus. ij bus. frumenti tritirandis ad tasham v s. pro singulo quarterio ij d. ob. In xxxvj qus. iij bus. ordeï tritirandis ad tasham iij s. ob. pretium quarterii j d. In xxxv qus. dimidio ij bus. avenae tritirandis xvij d. ob. videlicet pretium quarterii ob. In supra dictis quarteriis frumenti ordeï et avenae ventilandis xxj d. ob.*
- (90) K. Ugawa, *The Economic Development of some Devon Manors in the Thirteenth Century, Transactions for the Devonshire Association*, Vol. XCIV, pp. 645, 673. ノボロト共ノ Winchester 司教領ノ教字ノ モト 付記 ト 低額ノ モト Sir William Beveridge, *Wages in the Winchester Manors*. in : *Econ. Hist. Review*, First Series, Vol. VII, pp. 25—29, esp. 38—39. Westminster 領持 Holderness 領ノ モト Lord Beveridge, *Westminster Wages in the Manorial Era*, in : *Econ. Hist. Review*, Second Series, Vol. VIII, pp. 20—24, esp. p. 21. 付記 本稿は、田中正義教授を研究代表者とする、昭和三十九年度文部省科学研究費交付金による総合研究『イギリス封建社会成立期の研究』の筆者による分担研究の一部をなす。
- Unpublished Crown-copyright material in the P [ublic] R [ecord] O [ffice], London, has been reproduced by permission of the Controller of Her Majesty's Stationery Office.